

本マニュアルの活用のしかた

近年、青少年における覚せい剤や有機溶剤（シンナー）等の薬物乱用の増加や低年齢化が、重要な教育問題や社会問題になっています。

各学校におかれましては、教科での学習をはじめ、薬物乱用防止教室などの特別活動、保護者・地域への啓発活動を通して、児童生徒一人ひとりの「健康」について、日々ご尽力をいただいていることと思います。

しかし、児童生徒を取り巻く「薬物」の状況は、携帯電話・インターネットの普及による購入のしやすさなどから、さらに厳しくなっているといえます。

学校での薬物乱用問題、児童生徒からの身近な薬物乱用者についての相談など、多様な対応が求められています。

こうした事態に備えて、

- ①薬物乱用現場での教員及び教員組織の対応、生徒からの相談に対する対応
- ②相談機関及び相談に際しての注意点
- ③相談機関委託後の生徒の措置

について掲載してあります。

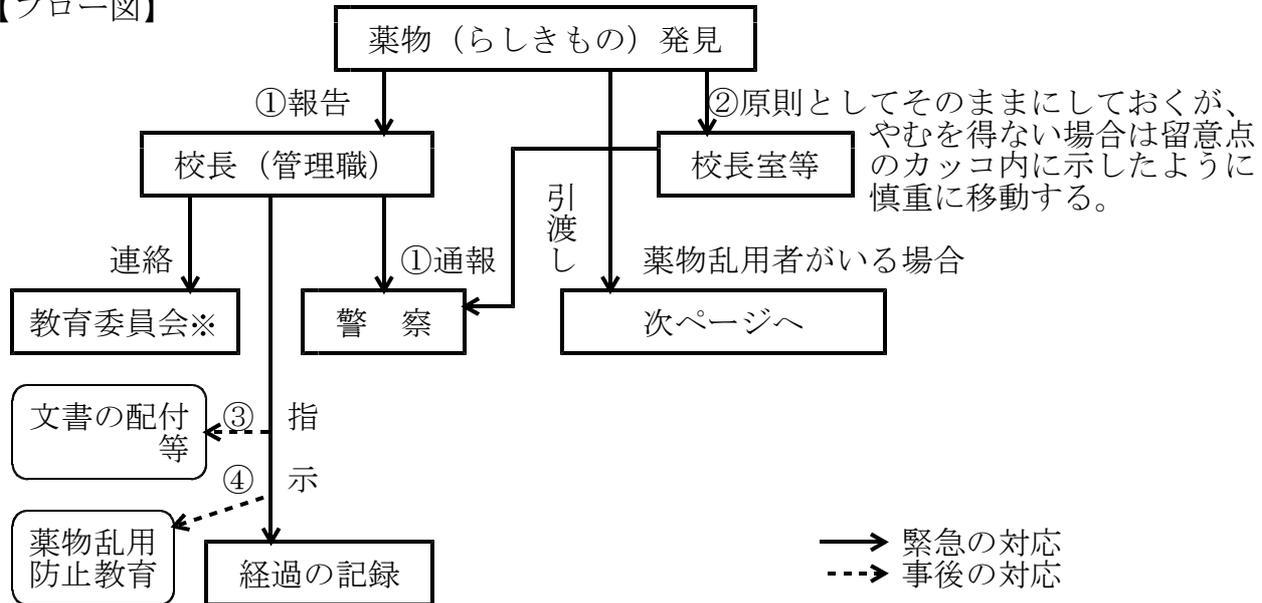
本マニュアルを参考に、学校における薬物乱用についての緊急的な対応について、児童生徒の安全確保や学校の安全管理に係る対策をお願いします。

あわせて、当該児童生徒の治療及び人権などのアフターケアにつきましても適切な配慮をお願いします。

1 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

平成13年10月19日付神奈川県防災局（現安全防災局）作成「県内における不審物発見時の情報等伝達フロー図」を参考に、機敏かつ慎重に対応することを基本とする。

【フロー図】



※市町村立の学校においては当該市町村教育委員会、県立学校においては子ども教育支援課生徒指導グループへ連絡

※丸数字は留意点

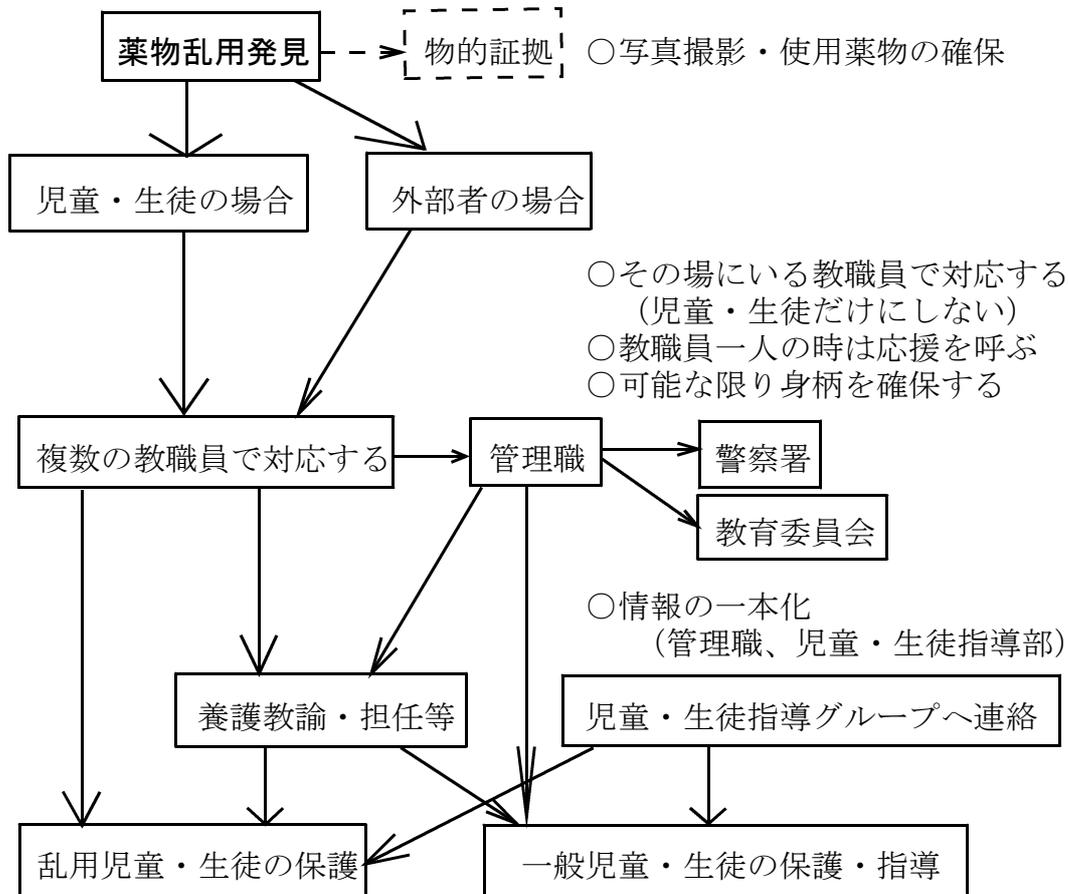
【留意点】

- ① ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。
- ② 薬物らしきものの扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。
(やむを得ず動かす場合は、校長室等、児童・生徒が触れることがない場所に移動する。その際、ハンカチ等でつかみ、直接手で触れないよう注意する。
移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。)
○ 発見者・発見状況（写真撮影）・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。
○ 校長（管理職）は教育委員会に一報する。
○ 警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- ③ 児童・生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。
- ④ できるだけ速やかに全校児童・生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。

2 学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者」とは、薬物乱用者、薬物所持者、薬物売買者をいう。

【初期対応】

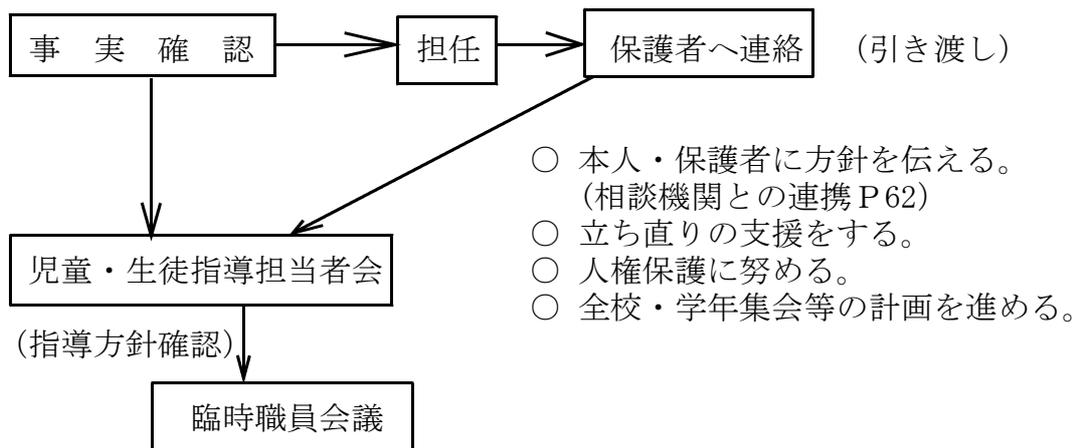


- 他の児童・生徒と隔離する。（同席の児童・生徒は別に事実確認を行う）
- 生徒の身体保護のため、状況により救急車を要請する。
- 意識がない場合は吐物による窒息に注意する。
- 安易に動かさない。本人が動ける場合は別室に入れる。

【教職員の対応】

- 児童・生徒の生命身体を保護を第一とする。
- 学校の対応マニュアルに沿って、救急車を要請する。
- 基本的には管理職もしくは児童・生徒指導担当教諭の指示で行動する。
- 必ず複数で行動。単独行動は絶対にさける。
- 次の指示があるまでは、その場を離れない。
- 報道対応も考慮する。

【 2 次 対 応 】



- 全体で状況を確認し、校長の指示があるまでは学校に待機する。

【補足事項】

- 薬物事案については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原則として警察に連絡をとる。
- 学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童・生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。
- 児童・生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。

3 児童・生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童・生徒から薬物乱用について相談があった場合には、薬物乱用が児童・生徒の心身に重大な影響をもたらし、またそこに学業不振や非行など多くの問題が付随することに注意する必要がある。また、薬物乱用は犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。

薬物乱用が疑われる児童・生徒に対しては、次の点に注意して、緊急かつ誠実な対応をする必要がある。

- ① 児童・生徒からの話を粘り強く聴き、受容的な態度で対応する。
- ② 学校（教職員）だけで内部的に解決をしようとせず、関係機関との連携を図る。
- ③ 児童・生徒に関係機関における措置等が行われた後は、個々の児童・生徒の状況を踏まえて、学校として未然防止に向けた指導を継続的に行う。
- ④ 薬物乱用の事実が確認されなかった場合でも、人権に十分配慮した上で児童・生徒の行動を注意深く観察することが望まれる。また、当該児童・生徒の薬物乱用について学校に相談が持ち込まれていることを、その保護者に知らせる必要があるかどうか検討する。

(1) 児童・生徒から薬物乱用について相談を受けたとき

ア 本人からの相談

- ① 薬物名、動機、使用した場所・時間（最終使用日）、一緒にいた人などの状況を聴く。また聴く際は、カウンセリングルームなど別室を利用して複数の教職員で行う。
- ② 薬物乱用は、心身への重大な影響をもたらし、学業不振や非行などの問題が付随することを児童・生徒に理解させ、本人と学校だけの力では解決できないことを伝え、保護者・警察・医療機関などと連携して対応する必要があることについて、本人の同意を得る。
- ③ 相談を受けた内容を、管理職、関係する教職員、養護教諭などで情報共有する。
- ④ 保護者に至急連絡をとり、面談等により児童・生徒からの聴いた結果を伝えるとともに、警察や医療機関などとの連携する対応について同意を得る。
- ⑤ 児童・生徒や保護者を関係機関につなげる仲立ちを務め、相談に行きやすい環境をつくる。（相談の時に伝えるべき内容についてはP40参照）

イ 友人からの相談（地域からの相談）

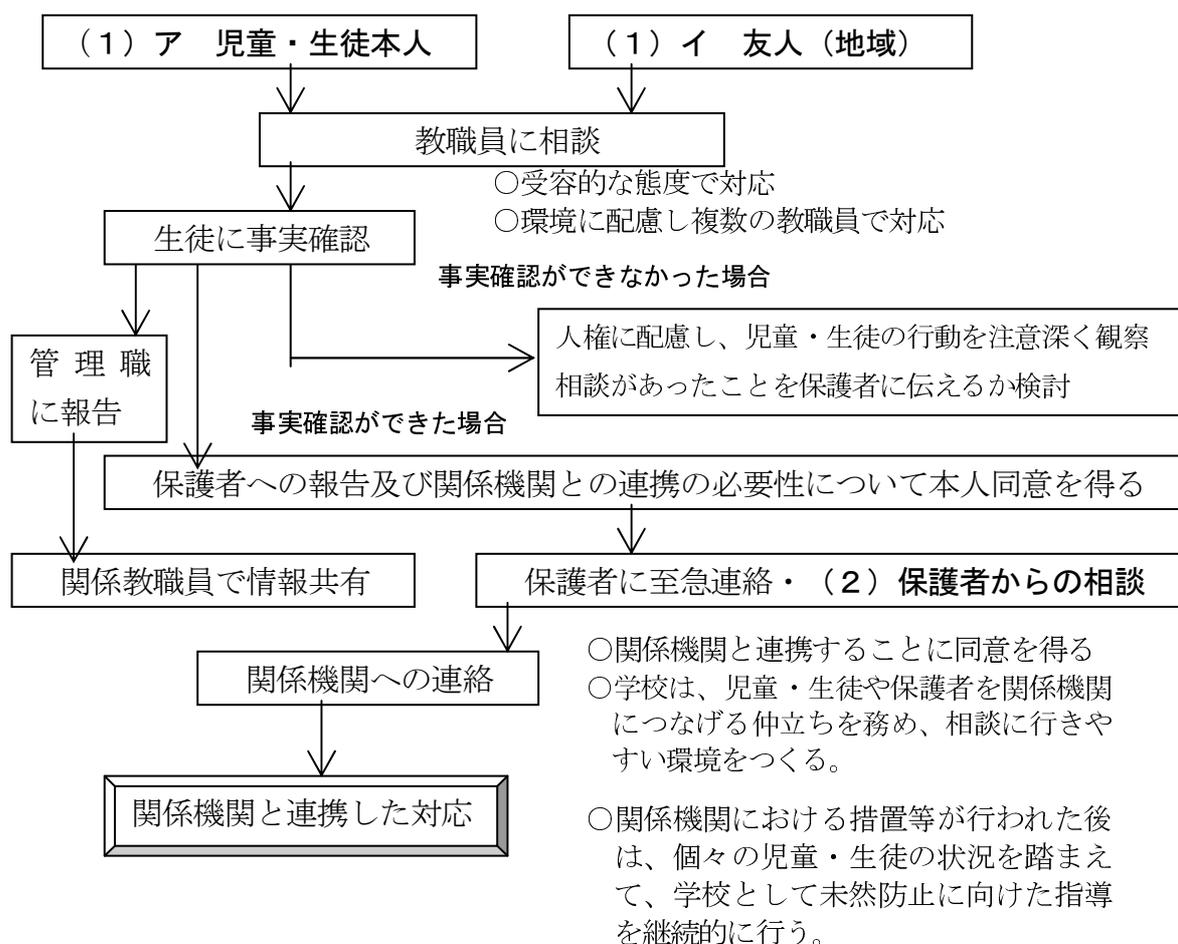
相談を持ちかけた児童・生徒や相談中に話題としてあがった児童・生徒の人権に十分配慮する。

- ① 相談をもちかけた児童・生徒から、薬物使用の状況、使用していた児童・生徒や関係する人物の氏名、使用していた日時・場所、可能ならば使用薬物名などを聴く。
- ② 薬物乱用が疑われる児童・生徒に対して慎重に事実確認を行い、状況に応じて保護者との面談を実施する。
- ③ 事実が確認された段階での対応は、アの対応に準ずる。

(2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けたとき

- ① 管理職に一報し、カウンセリングルームなど別室を利用して、複数の教職員で面談を行う。その際には、なるべく具体的に、薬物使用の状況、使用していた児童・生徒・関係する人物の氏名、日時・場所、可能ならば使用薬物などを聴く。
- ② 学校や保護者だけでは解決できない問題であることと、外部機関との連携が必要であることを十分説明し、同意を得た上で関係機関への仲立ちをする。

【フロー図】



4 立ち直りのための相談機関

相談には、医療的処遇、福祉的処遇の側面がある。

○ 相談機関側の捉え方

- ①乱用者の精神面、身体面の健康を蝕むもの
- ②乱用者の社会性を蝕むもの

以上2つの視点から薬物乱用を疾病と捉え、相談を受けたり、治療（薬物を断つ動機付け、精神病症状に対する薬物療法、精神療法）を行う。

（1）機関

精神保健福祉センター、精神医療センターせりがや病院、国立療養所久里浜病院、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センター、児童相談所

（2）相談の前提となる事項

相談する場合、はっきりさせておかなければならないことは、本人の治療への意志の問題である。これにより、相談、受診する機関が違ってくる。

ア 治療（断薬）の意志あり

せりがや病院等を受診。ただし、初期乱用者（(4)の第1段階、第2段階に該当する者）で非行的行動を伴っている場合は、児童相談所、県警少年相談・保護センターに相談することも可能。

イ 治療（断薬）の意志なし又は意志定まらず

精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センターに相談

本人に治療の意志がない場合治療ができないので、本人に治療の意志を持たせる必要がある。治療の意志を持たせるには、家族の対応が重要なので、家族を対象に援助、助言を行うことになる。

ウ 暴力、精神症状がある場合

本人の意志に関係なく、暴力、精神症状があり、緊急性がある場合、警察官に通報したり、医療保護入院を前提とした受診（せりがや病院）が必要になる。

（3）相談の際、伝えるべき事項

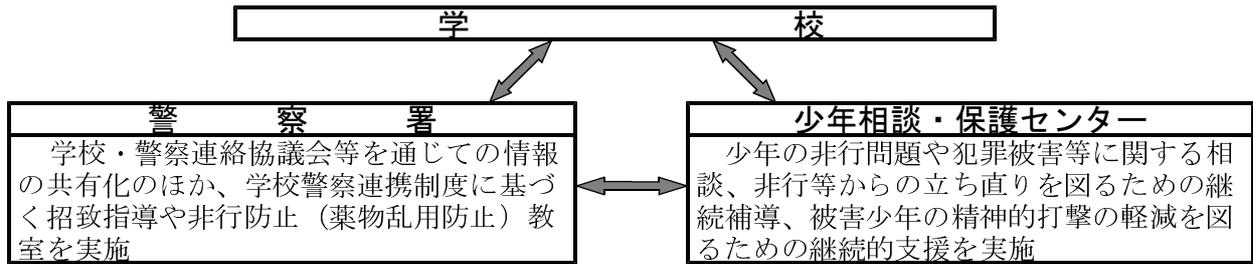
- ①乱用薬物の種類
- ②乱用者の対人関係、日常生活、学業問題、家族問題
- ③どうしたいのか
 - ・乱用者本人の治療（断薬）
 - ・家族の対応（治療の勧め、乱用仲間との訣別の勧め、暴力被害からの退避）

(4) 参考事項

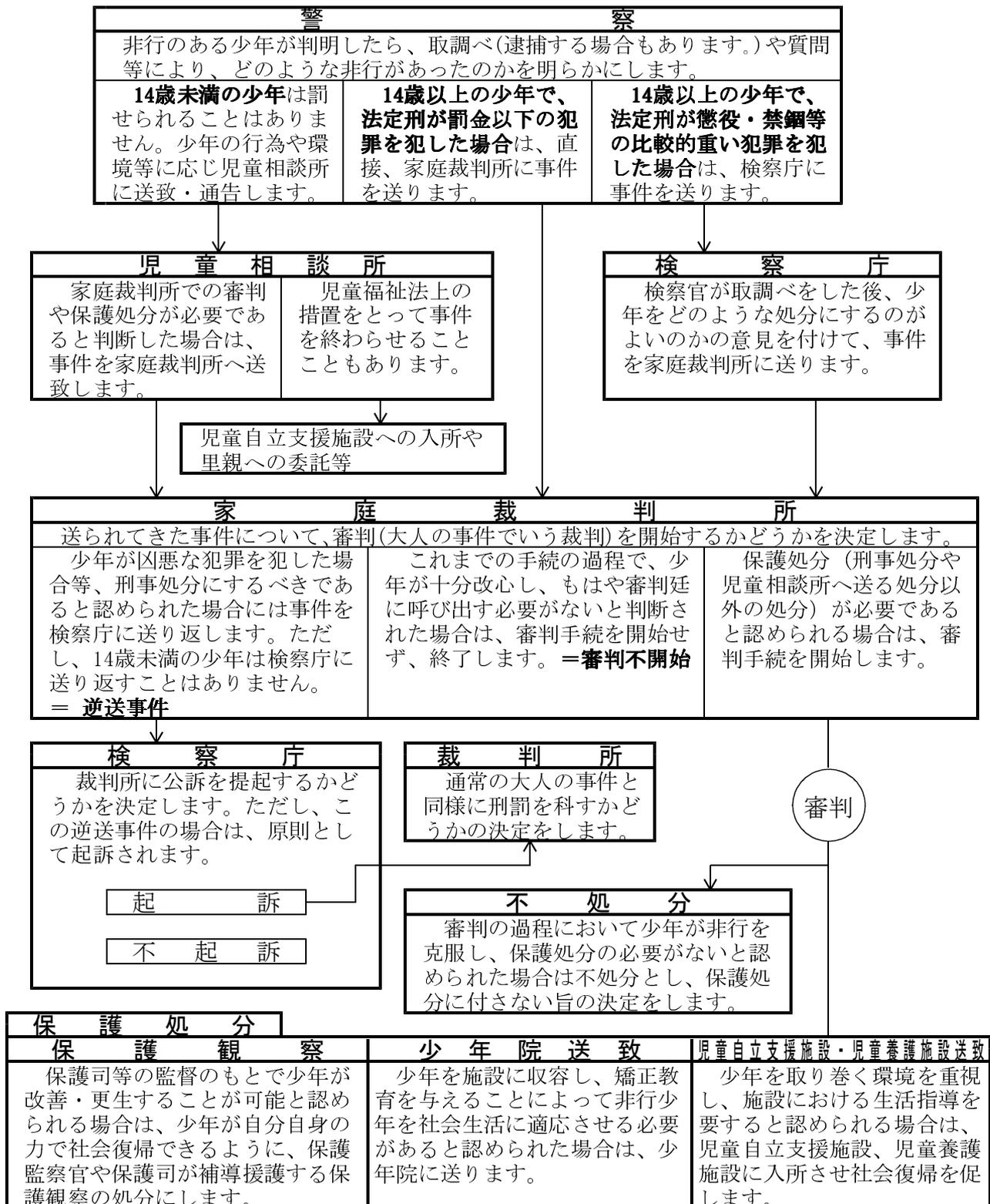
次のとおり、薬物依存の進行過程段階により、治療方法が異なるため、相談機関側は、乱用児童生徒がどの段階に該当するかを判断することが第1の仕事になる。

進 行 過 程		治 療 方 法
段 階	特 徴	
第1段階 気分変化を覚える段階	○友人からの勧め。 ○好奇心による試し。 ○集団使用。 ○家族の気づきはない。	○ 依存症専門病院、精神科病院、精神科クリニック等で教育指導的治療。
第2段階 気分変化を求める段階	○間隔を置いた定期的使用。 ○集団使用、時々単独使用。 ○服装等身なりの変化。	
第3段階 気分変化に夢中になる段階(依存の段階)	○頻回の単独使用。 ○家族との衝突。 ○検挙補導。不登校。退学。	○ 精神病院や依存症専門病院での強制的措置も含めての精神科治療。
第4段階 薬物が切れると正常と感じられなくなる段階	○連日の使用。 ○1日中の使用。 ○慢性中毒状態。 ○身体的疲労。 ○体重減少。 ○記憶障害。 ○フラッシュバック等の精神症状。	○ 症状改善後も、依存症専門病棟で継続的な治療を受けることが望ましい。 ○ 自助グループへの参加が有効な場合もある。

5 学校と警察との連携



6 少年事件手続きの概要



7 薬物の種類、症状と取締法令

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいう。

名 称 (俗称)	法令	主な違反形態	罰 則
覚せい剤 (シャブ、クスリ、エス、スピード) 神経を興奮させる作用があり、乱用すると気分高揚と疲労がとれたような感じがするが、効果が切れると、強い疲労感や倦怠感、脱力感に襲われる。依存性が強く乱用を続けると、幻覚や妄想が現れ、大量摂取すると急性中毒により死に至ることがある。	覚せい剤取締法	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 所持 <input type="checkbox"/> 使用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
大麻 (マリファナ、ハッシュ、ハッシュオイル) 気分が快活になるが、その一方で感覚が過敏になり、変調を来したり、感情が不安定になったりし、さらには、幻覚や妄想等に襲われるようになる。また、何もやる気のない状態となる無動機症候群に陥ることがある。	大麻取締法	<input type="checkbox"/> 栽培 <input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 所持	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 10年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科 (単純) 5年以下の懲役 (営利) 7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科
あへん 神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えるが、精神的、身体的依存性を生じやすく、常用すると慢性中毒症状を起こし、やがて精神障害を伴う衰弱状態に至る。	あへん法	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 所持	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
シンナー等有機溶剤 乱用すると、神経が抑制されてぼんやりし、酒に酔ったような感じになる。乱用を続けると集中力、判断力が低下し、何事にも無気力になるほか、幻覚や幻想が現れる。大量に摂取すると、呼吸中枢が麻痺し、窒息死することがある。	毒物及び劇物取締法	<input type="checkbox"/> 知情販売 <input type="checkbox"/> 授与 <input type="checkbox"/> 摂取 <input type="checkbox"/> 吸入 <input type="checkbox"/> 摂取・吸入目的所持	2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこの併科
違法ドラッグ (いわゆる脱法ドラッグ) 麻薬等と同様に多快感、快感等を高めるものとして「合法ドラッグ」等と称して販売されている。薬事法により、幻覚等の作用を有する45種類の物質が「指定薬物」として医療等一定の用途に供する場合を除いてその販売等が禁止されている。	薬事法	<input type="checkbox"/> 授与 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 陳列	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科 (業として行った者) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科

名 称 (俗称)	法令	主な違反形態	罰 則
<p>ヘロイン 神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えてこれを繰り返すようになる。強い精神的依存と身体的依存が形成され、筋肉の激痛、失神などの激しい禁断症状に苦しみ、大量に摂取すると呼吸困難、昏睡の後、死に至ることがある。</p>	麻薬及び向精神薬取締法	○譲渡し ○譲受け ○所持 ○施用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
<p>コカイン 気分が高揚し、眠気や疲労感がなくなったり、体が軽く感じられ、腕力、知力がついたという錯覚が起こる。乱用を続けると幻覚等の症状が現れ、大量に摂取すると呼吸困難により死に至ることがある。</p> <p>LSD 強烈な幻覚が現れ、色彩感覚が麻痺し、空間が歪んだような感覚に襲われる。乱用すると精神障害を来すことがある。</p> <p>MDMA (エクスタシー) MDA (ラブ・ドラッグ) 視覚、聴覚を変化させ、乱用すると錯乱状態に陥ることがある。</p> <p>マジックマッシュルーム ケタミン(k, スパシウム) 摂取すると、幻覚作用が現れることがある。</p>		○譲渡し ○譲受け ○所持 ○施用	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
<p>向精神薬 中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼし、乱用すると感情が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身への障害が生じる。</p>		○譲渡し ○譲渡し目的所持	(単純) 3年以下の懲役 (営利) 5年以下の懲役 情状により100万円以下の罰金を併科

8 相談機関一覧

相談機関名	住所	電話番号	相談日・時間
神奈川県立精神医療センター せりがや病院	横浜市港南区 芹が谷2-3-1	045-822-0365	月～金 9:00～17:00
県精神保健福祉センター	横浜市港南区 芹が谷2-5-2	045-821-6060 (こころの電話相談) 045-821-6937 (依存症電話相談)	月～金 17:30～21:00 (受付は20:45まで) 月 13:30～16:30
横浜市こころの健康相談センター	横浜市港北区鳥山 町1735 横浜市総合保健医 療センター内	045-476-5557 (こころの電話相談) ※ 横浜市民対象	月～金 17:00～22:00 (受付は21:30まで) 土・日・祝日8:45～22:00 (受付は21:30まで)
川崎市精神保健福祉センター	川崎市川崎区東田 町8 パールビル4階	044-201-3242	祝祭日を除く月～金 8:30～12:00 12:45～17:00
相模原市精神保健福祉センター	相模原市中央区富 士見6-1-1 ウェル ネスさがみはら7階	042-769-9819	月～金 17:00～22:00
横浜いのちの電話		045-335-4343	24時間受付
川崎いのちの電話		044-733-4343	24時間受付
独立行政法人国立病院機構久 里浜アルコール症センター	横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	月～金 8:30～11:00
県警少年相談・保護センター	横浜市中区海岸通 り2-4	045-641-0045	月～金 8:30～17:15
最寄の保健所（保健福祉事務所等）、地元警察署でも相談できます。			

どなたも匿名で相談できますので、まずは電話をかけてください。

厚生労働省 薬物乱用防止に関するページ

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html>)

神奈川県薬務課 薬物乱用防止について

(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/yakumu/yakutai/index.html>)